

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務並びに組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例に基づく所掌事務)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に関する認可について、市長に意見を述べること。
 - (2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、市長に意見を述べること。
- 2 評価委員会は、前項各号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(委員等の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

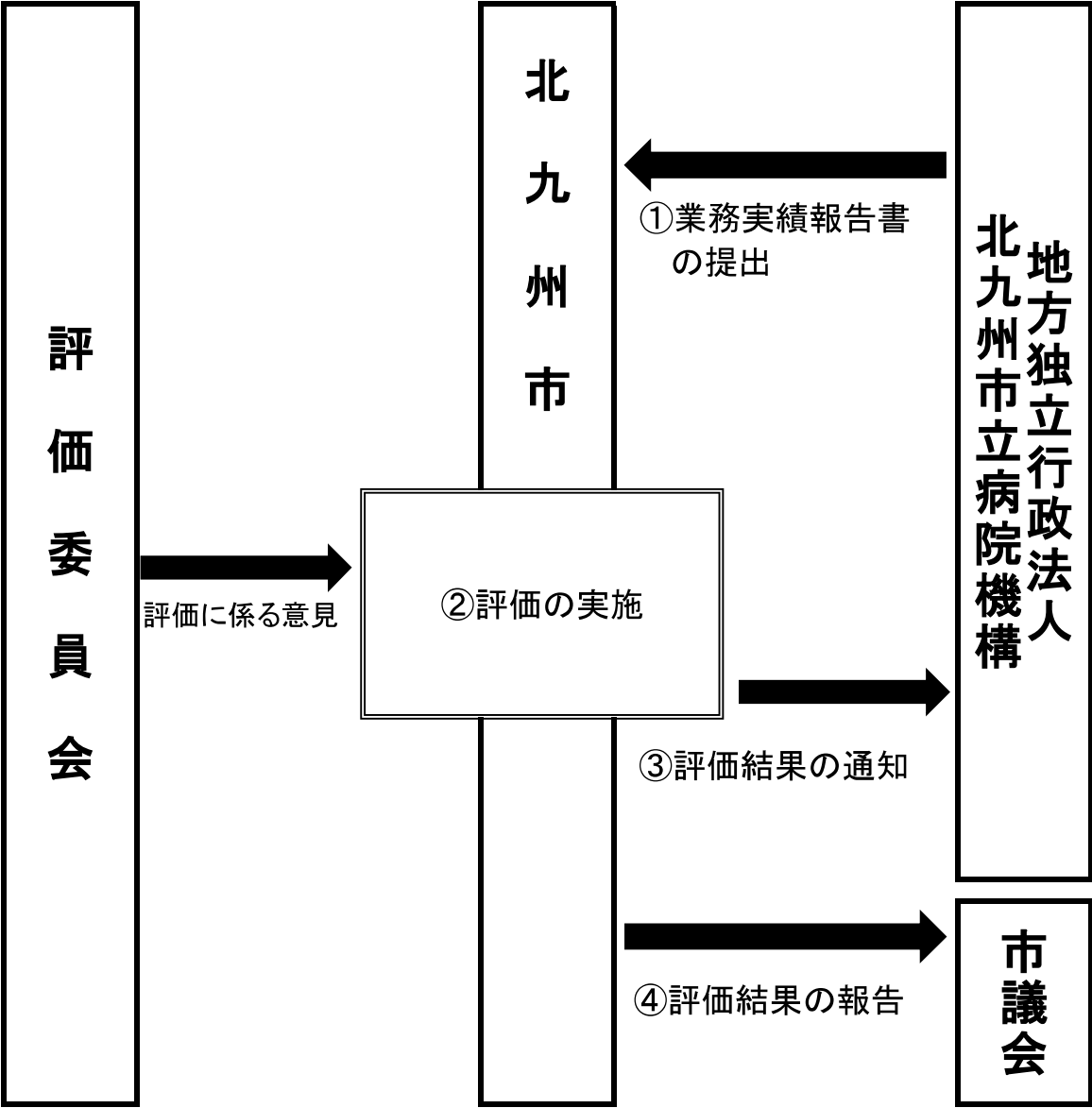
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

各事業年度における業務実績評価フロー



地方独立行政法人北九州市立病院機構 業務実績評価の基本方針

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項各号の規定に基づき、北九州市長（以下「市長」という。）が実施する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- (2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- (3) 年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。
- (4) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価方法

(1) 年度評価（毎年度実施）

当該事業年度における業務の実績について「項目別評価（小項目評価及び大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

(2) 中期目標期間見込評価（中期目標期間の最終年度に実施）

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

(3) 中期目標期間評価（中期目標期間の終了翌年度に実施）

中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

3 評価の進め方

(1) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度の終了後3月以内に、法第28条第2項及び地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則第8条に定める報告書を市長に提出するものとする。

(2) 評価の実施

市長は、提出された報告書をもとに、計画の実施状況の確認及び分析を実施し、総合的な評価を行う。

市長は、評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の意見を聴くこととする。

なお、市長は評価に当たり、法人から意見又は説明を聴くことができるものとする。

(3) 法人への意見申立て機会の付与

市長は、評価結果の決定に当たり、評価結果案について法人から意見の申し立てがあった場合は、その機会を法人に付与することができる。

4 評価結果等の活用

(1) 法人は、法第28条第6項に基づく業務運営の改善等の措置を受けた場合、自主的に必要な措置をとるとともに、法第29条に基づき、評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させる。

(2) 次期中期目標の策定、次期中期計画の認可及び法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等に関する検討に関して、中期目標の期間の各事業年度の評価結果を踏まえるものとする。

地方独立行政法人北九州市立病院機構 年度業務実績評価実施要領

地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、北九州市長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人北九州市立病院機構業務実績評価の基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 評価区分

(1) 全体評価

当該事業年度における業務の実績全体について評価を行う。

(2) 項目別評価

① 大項目評価

法第 25 条第 2 項第 2 号から第 5 号の各号に基づき、中期目標に掲げる第 2 から第 5 の事項について評価を行う。

② 小項目評価

大項目評価で定める評価区分に基づき、別表で定める事項について評価を行う。

2 評価結果の公表

評価の結果は、評価区分ごとに評価結果報告書にとりまとめ公表する。

3 評価方法

(1) 法人の自己評価

法人は、中期計画及び年度計画の実施状況等が明らかになるよう、小項目ごとの当該事業年度における業務の実績をできる限り定量的に記載するとともに、次の 5 段階で自己評価を行い、判断理由等を記載した業務実績報告書を作成する。なお、業務の実績には、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載するものとし、自己評価は、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

評価 5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。

評価 4・・・年度計画を上回って実施している。

評価 3・・・年度計画を順調に実施している。

評価 2・・・年度計画を十分に実施できていない。

評価 1・・・年度計画を大幅に下回っている。

(2) 項目別評価

① 小項目評価

市長は、業務実績報告書記載の法人の自己評価を踏まえ、小項目ごとの当該事業年度における業務の実績について、次の 5 段階による評価を行う。

その際、単に目標値及び前年度数値と当該年度の実績値の比較だけでなく、中期計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかなど、総合的に判断するとともに評価の判断理由等を記載する。

その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

評価 5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。

評価 4・・・年度計画を上回って実施している。

評価 3・・・年度計画を順調に実施している。

評価 2・・・年度計画を十分に実施できていない。

評価 1・・・年度計画を大幅に下回っている。

② 大項目評価

市長は、小項目評価の結果を踏まえ、大項目ごとの当該事業年度における業務の実績について評価を行う。

また、特筆すべき小項目評価やその他考慮すべき事項がある場合、判断理由を記載する。

評価 S：評価 A を満たした上で、特筆すべき進捗が認められる

(市長が特に認める場合)

評価 A：中期計画の実現に向けて計画以上に進んでいる

(小項目評価結果の 2 以下が無く、平均が 3.5 以上)

評価 B：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる

(小項目評価結果の 2 以下の項目評価数が 2 以下で、
小項目評価結果の平均が 3 以上)

評価 C：中期計画の実現のためにはやや遅れている

(小項目評価結果の平均が 3 未満)

評価 D：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある

(市長が特に認める場合)

(3) 全体評価

市長は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績全体について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、病院改革の取組(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。

その評価にあたり、項目別評価の結果及びその判断理由とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載するものとする。

また、評価に際し改善すべき事項がある場合は記載する。

4 評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の意見を聴くこととする。

大項目	小項目
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 政策医療の着実な実施
	(1) 感染症医療
	(2) 周産期医療
	(3) 小児救急を含む救急医療
	(4) 災害時における医療
	2 医療センター及び八幡病院の特色を活かした医療の充実
	(1) 医療センター
	(2) 八幡病院
	3 医療の質の確保
	(1) 人材の確保・育成
	(2) 医療の質の確保、向上
	(3) 医療安全の徹底
	(4) 医療に関する調査・研究
	4 市民・地域医療機関からの信頼の確保
	(1) 患者サービスの向上
	(2) 地域医療機関等との連携
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 収入増加・確保対策
	(1) 病床利用率の向上
	(2) 適切な診療報酬の確保
	2 経費節減・抑制対策
	(1) コスト節減の推進
	(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備
	3 自立的な業務運営体制の構築
	(1) マネジメント体制の確立
	(2) 職員の経営意識の向上
	(3) 法令・行動規範の遵守等
	4 職場環境の充実

大項目	小項目
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	1 財務基盤の安定化
	ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させる。
	イ 中期目標期間における営業収支及び経常収支の黒字化を実現する。
	ウ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図る。
	2 運営費負担金のあり方
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	1 看護専門学校の運営
	2 施設・設備の老朽化対策
	3 市政への協力